



“妊婦のための支援給付” のご案内

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いを実現するため、妊婦さんへ「支援給付」を行っていること、ご存じですか？ 南陽市の相談窓口では、給付の仕組みはもちろん、保健師等が妊娠・出産に関する疑問や不安に丁寧にお応えします。ぜひお気軽にお問い合わせください。

対象者^(※1)

妊娠している方

支給額

妊婦給付認定後	5万円
妊娠している 子どもの人数の届出後	妊娠している 子どもの人数×5万円

給付と面談をセットで実施

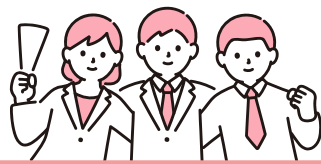
1 まずは市区町村の相談窓口へ

窓口で給付の申請をしてください。その際、妊娠・出産の不安や困りごとの相談が可能です。



2 伴走型で相談支援します

出産前はもちろん、出産後も。相談を通じて、利用できる制度やサービスをご紹介します。



妊娠とは

この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義していますので、胎児心拍確認後に、住民票のある市区町村に申請を行うことができます。

申請時期

- ①妊婦給付認定申請 …医療機関において妊娠が確認された後から
- ②妊娠している子どもの人数の届出 …出産予定日の8週間前の日から

(※1) 流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。




(※2) 自治体の取組によっては、クーポン等での給付を選択することもできます。

【お問合せ先】

南陽市すこやか子育て課すこやか係 TEL:0238-40-1691 (直通)

◎妊婦のための支援給付

妊婦さんを対象に、産前産後の期間に妊娠に対して5万円、妊娠している子どもの人数に応じて5万円を支給します。流産・死産等の場合も支給対象となります。妊娠届出時等に、保健師や助産師との面談を通じて対象の方へご案内します。

	妊婦支援給付金(1回目)	妊婦支援給付金(2回目)
対象者	妊娠の届出をした妊婦さん	妊婦給付認定を受けた妊産婦さん
申請書 届出書	妊婦給付認定申請書または、必要事項の記載がある妊娠届出書	胎児の数の届出書
申請届 出方法	妊娠の届出時にご案内します	出産予定日の8週間前の日より届出できます やまがた e 申請 フォーム ▶ 
申請・届 出期限	医療機関で胎児心拍が確認された日(受診日)から2年間	出産予定日の8週間前から2年間
給付内 容	妊婦給付認定後、妊婦さん一人あたり5万円 	届出受付後、お子さん一人あたり5万円 

注意点

- ・申請(届出)日時点で、南陽市民であることが給付要件です。
- ・妊産婦名義の口座へ振り込みとなります。妊産婦以外の名義の口座は指定できません。
- ・同一の妊娠により、他の自治体で同事業による給付を受けた方は対象外です。